

2022年6月18日

国民投票のルール改善を考える円卓会議への参加を要請いたします。

2021年6月18日に公布され同年9月18日に施行された改正国民投票法(第2次)には、その附則に、「国は、この法律の施行後3年を目途に、次に掲げる事項について検討を加え、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする」と明記しています。

そして、「国民投票の公平及び公正を確保するため」に必要な事項として、次の3つの項目をあげています。

イ 国民投票運動等のための広告放送及びインターネット等を利用する方法による有料広告の制限

ロ 国民投票運動等の資金に係る規制

ハ 国民投票に関するインターネット等の適正な利用の確保を図るための方策

施行後1年が経過した現時点で、これまでに具体的かつ旺盛な議論が憲法審査会で行われたかという点、不十分だと言わざるを得ません。

この十数年間の動きを見てもそれは同じで、政局や国対、党利党略を優先する議員が少なくなかったため、結果として長期にわたりこの問題を先送りしてきました。

私たち主権者の重要な主権行使の機会となる国民投票。それが実施される際のルールとなる国民投票法に関しては、まだ改善の余地があります。立法府とりわけ憲法審査会は、政党間の駆け引きや「護憲・改憲」の立場に拘泥せず、ひたすらその改善のために努めるべきです。

さて、私たち「国民投票のルール改善を考え求める会」は、公平かつ理性的認識を妨げないルールによって国民投票を実施すべきだと考えています。そこで、衆参各院の憲法審査会長に別紙の「要望および提案」を行いました。憲法審査会に「お任せ」して傍観するのではなく、主権者・国民の側から立法府に対してこうした具体的な要望や提案を出すことは重要で意味があると考えています。ただし、その要望や提案は合理性に富み説得力を有するものでなければなりません。

私たちは、この6年余りそれをなすために英国での国民投票の現地調査も行いましたし、参議院議員会館などでこれまでに18回にわたる会合を重ねてきました。会合出席者は弁護士、大学教員、自治体議員、国会議員、作家、大学生、専業主婦、雑誌編集者、映画監督、テレビディレクター、ネット番組の出演者、ファクトチェックの専門家など多種多様です。

そうした「要望および提案」作りの総まとめをこの夏に行うべく、下記の通り(これまでの議論を受け継いでの)5回目の「円卓会議」を開催いたします。

つきましては、□□□□さんにもこの会議の円卓に着いていただきたく、お願いする次第です。開催趣旨をご理解の上、ぜひご検討ください。何卒よろしくお願い申し上げます。

日時：2022年7月21日（木）15時～17時半（開場は14時半）

会場：参議院議員会館 会議室

※取材・報道は生配信も含め完全自由とします。

現時点で確定している会議参加者のお名前。

堀 潤さん（ジャーナリスト、8bitNews 代表）

楊井人文さん（弁護士、FIJ ファクトチェック・イニシアティブ事務局長）

本間 龍さん（作家、元博報堂社員、「一月万冊」レギュラー）

桜井 充さん（参議院議員、医師、CM 議連副会長）

菅野志桜里さん（弁護士、前衆議院議員、元 CM 議連副会長）

【この会議での主たる論題】

[1] CM 規制

テレビ、ラジオにおける有料広告放送＝国民投票運動 CM（意見表明という体裁の CM を含む）に関しては、「刷り込み」や「マインドコントロール」を防ぐために国民投票法（第 105 条）に明記されている「何人も、国民投票の期日前十四日に当たる日から国民投票の期日までの間においては、……国民投票運動のための広告放送をし、又はさせることができない」を、「何人も、憲法改正案発議の日から…」に改めるべきだという意見がある。これについてどう考えるか。

ネットにおける有料の国民投票運動 CM（意見表明という体裁の CM を含む）に関しても、同じく「憲法改正案発議の日から禁止」とすべきだという意見がある。これについてどう考えるか。

[2] 公開討論会

憲法改正案発議後にさまざまな団体、メディアなどが催す（賛否両派が一堂に会する）公開討論会を、多数の投票権者がテレビやネットで視聴できるようにすべきで、そのために、「国民投票広報協議会及び政党等による放送」について記した国民投票法第 106 条の 8 つの項の規定に加えて、国民投票広報協議会が日本放送協会及び当該放送を行う基幹放送事業者と協議して、政党の代表者や有識者などによる討論会を放送する旨の規定を新たに加えるべきだという意見がある。これについてどう考えるか。

またこの討論会の放送を行うために発生する番組制作料、放送料などの費用は、「政党等は、……憲法改正案に対する賛成又は反対の意見を無料で放送することができる」（第 106

条4項)としている「意見の広告」(同条2項)と同じく、国費で賄うこととし、民間企業などを討論会放送のスポンサーにしないという意見がある。これについてどう考えるか。

[3] 番組出演者の発言

憲法改正案の発議後、テレビ、ラジオやネットのさまざまな番組内において、国民投票にかけられている案件に関して出演者が賛成あるいは反対を主張、あるいはどちらかに誘導するような発言がなされることについて、言論・表現の自由は侵してはならず、出演者各人がどういった発言をするかは自由とする。ただし、出演者を「賛成」あるいは「反対」の人(発言者)ばかりで占めないように配慮する旨、広報協議会は放送局などに要請すべきだという意見がある。これについてどう考えるか。